

南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 30 日

告 示 第 7 5 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の企業等が工場及び事業所の省エネルギー化又はエネルギー効率化のための設備投資をすることで、エネルギー価格等の高騰の影響を抑え、安定した経営を目指す取組に関し、予算の範囲内で交付する南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）について、南あわじ市補助金等交付規則（平成 17 年南あわじ市規則第 147 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、企業及び個人事業主（以下「企業等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に所在地又は住所地がある企業又は個人事業主（第一次産業の個人事業主は除く。）
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 南あわじ市暴力団排除条例（平成 25 年南あわじ市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、市内の企業等が工場及び事業所の省エネルギー化等を図るために行う事業であって、15%以上の省エネルギー改善効果が見込まれる設備等に入替えを行うものとする。

- 2 前項に規定する事業の実施に必要な業務は、市内業者に発注するものとする。ただし、必要な備品及び設置工事を行う者が市内にいない場合は、この限りではない。
- 3 補助対象事業は、第 7 条に規定する交付決定日から令和 8 年 2 月 27 日までに完了する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 省エネルギー化等に必要な設備、機器等の購入費
 - (2) 省エネルギー化等に必要な設備、機器等の入替えに係る経費
 - (3) 補助事業の実施に市長が必要と認める経費
- 2 補助対象経費のうち、公租公課、消費税、地方消費税その他市長が不適当と認めるものは、補助の対象としない。
- 3 国及び県が実施する同種の事業で交付対象となった経費は、補助の対象としない。
- 4 過去に南あわじ市中小企業者等企業力アップ促進事業補助金交付要綱（令和2年南あわじ市告示第80号）に規定する中小企業者等企業力アップ促進事業及び南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱（令和4年南あわじ市告示第41号）に規定する起業等及び空き家等活用支援事業において導入した設備及び購入した備品の更新は、補助の対象としない。
- 5 補助対象経費が50万円未満のものは補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は当該事業に着手する前に次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 見積書（補助対象経費の内訳が明記されている書類）の写し
- (4) 申請者が法人の場合にあっては、法人の履歴事項証明書の写し
- (5) 申請者が個人の場合にあっては、開業届の写し又は営業形態が確認できる書類の写し

(6) エネルギー価格等高騰対策事業補助金承諾書（様式第 3 号）

(7) エネルギー価格等高騰対策事業補助金誓約書（様式第 4 号）

(8) 省エネルギー改善効果の確認ができる書類

(9) 市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）する。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは条件を付すものとする。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 前条第 3 項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が申請の取下げができる期間は、当該通知を受領した日から起算して 15 日を経過する日までとする。

2 補助事業者は、前項に規定する取下げをするときは、エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付決定辞退届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の届出があったときは、市長は当該申請に係る交付決定を取り消すものとする。

（補助事業の変更）

第 9 条 補助事業者は、交付決定の内容を変更しようとするときは、エネルギー価格等高騰対策事業補助金変更承認申請書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更内容が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更の場合は、前項の申請を必要としない。

- (1) 補助事業に要する経費全体の 20 パーセント以内の減少となる変更をする場合
- (2) 補助対象経費の区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の 20 パーセント以内の経費を流用する場合
- (3) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変更をする場合

3 市長は、第 1 項の規定による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、エネルギー価格等高騰対策事業補助金変更承認通知書（様式第 8 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第 10 条 事業の着手は、原則として補助金交付の決定後に行わなければならない。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、次に掲げる条件を了承した上で、エネルギー価格等高騰対策事業補助金事前着手届（様式第 9 号）を市長に提出し、補助金交付決定前に事業に着手することができる。

- (1) 補助事業費の決定がない場合には、事業に係る経費は、全額事業者の負担とする。
- (2) 交付決定を受けるまでの損失費用は全て事業者が責任を負うこと。
- (3) 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議の申し立てができない。
- (4) その他市長から指示があるときには事業者はそれに従うこと。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにエネルギー価格等高騰対策事業補助金実績報告書（様式第 10 号）に、請求書及び領収書の写し、省エネルギー化等した設備等の写真その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 12 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、

補助金の額を確定し、エネルギー価格等高騰対策事業補助金額確定通知書（様式第 11 号）に補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、エネルギー価格等高騰対策事業補助金請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この告示及び関係法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第 15 条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした帳簿等を備え、かつ、その証拠となる書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない

（財産の処分制限）

第 16 条 補助事業者は、この事業により取得した財産を、当該財産を取得した日の翌年度から起算して 5 年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することができない。

（事業完了後の経過報告）

第 17 条 補助事業者は、交付決定を受けた年度の翌年度から 3 年度目までの間、毎年 1 回、補助事業に係る事業の経過について、市長が別に定める方法により報告を行うものとする。

(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示による補助金の交付を受けた者に対する第 14 条から第 17 条までの規定の適用については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

（事業者）住 所
名 称
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付申請書

南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の開始予定年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日
補助対象経費の合計	円
補助金申請額	円

（添付書類）

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 見積書（経費の内容が明記されている書類）の写し
- 3 申請者が法人の場合は履歴事項証明書の写し、個人の場合は開業届の写し
又は営業形態が確認できる書類の写し
- 4 エネルギー価格等高騰対策事業補助金承諾書（様式第 3 号）
- 5 エネルギー価格等高騰対策事業補助金誓約書（様式第 4 号）
- 6 省エネルギー改善効果の確認ができる書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

（表）
事業計画書

1. 申請者の概要

会社名	業種
代表者名	事業内容
所在地	個人事業主 ・ 法人
電話番号	E-Mail @

2. 補助申請事業内容

事業期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の概要 と目的	
計画内容	

(裏)

3. 収支予算

支出 の 部	補助対象として申請する経費	支払先	金額（円/税抜）
	税抜き額小計（対象経費合計）		
	消費税等相当額		
	支出合計※1		
収入 の 部	補助金交付申請額（千円未満切り捨て）		
	自己資金		
	その他（借入金等ある場合には記載）		
	収入合計※2		

※1、※2 支出合計と収入合計は同額であること。

備考

- 1 公租公課、消費税、地方消費税その他市長が不適当と認めるものは補助対象外とする。
- 2 国及び兵庫県が実施する同種の事業の補助対象経費は、対象外とする。
- 3 過去に中小企業者等企業力アップ促進事業及び起業等及び空き家等活用支援事業において導入した設備及び購入した備品の更新は、対象外とする。
- 4 補助対象経費が50万円未満のものは対象外とする。

様式第 3 号（第 6 条関係）

エネルギー価格等高騰対策事業補助金承諾書

私は、エネルギー価格等高騰対策事業補助金の交付を受けるにあたり私（事業者及び代表者）名義の市税滞納の有無について調査（照会）することについて異議なく承諾します。

年 月 日

南あわじ市長 様

事業所所在地

事業所名

代表者住所

氏名

連絡先

様式第 4 号（第 6 条関係）

エネルギー価格等高騰対策事業補助金誓約書

私は、エネルギー価格等高騰対策事業補助金の交付申請をするにあたり、以下の項目について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約を遵守しないことがあった場合、当該補助金の交付決定の取消し、補助金の返還を命じられても異議を申し立てません。

- 1 南あわじ市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 2 市税等を滞納していないこと。

年 月 日

南あわじ市長 様

（事業者）住 所
名 称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったエネルギー価格等高騰対策事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

補助金交付決定額	円
補助対象経費	円
補助の条件	

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

（事業者）住 所
名 称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付決定辞退届

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあったエネルギー価格等高騰対策事業補助金について辞退したいので、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり届出します。

辞退の理由	
-------	--

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

（事業者）住 所

名 称

代表者氏名

担当者氏名

連絡先

エネルギー価格等高騰対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあったエネルギー価格等高騰対策事業補助金について、申請内容に変更が生じたので、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の承認申請をします。

補助金交付決定額	(変更前) 円	(変更後) 円
補助対象経費総額	(変更前) 円	(変更後) 円
変更の内容及び理由		

- （添付書類） 1 変更内容が確認できる書類
2 その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

エネルギー価格等高騰対策事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあったエネルギー価格等高騰対策事業補助金については、次のとおり決定したので、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は補助金変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、上記のほかは、年 月 日付け第 号補助金交付決定通知書における補助の条件のとおりとする。

様式第 9 号（第 10 条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

（事業者）住 所

名 称

代表者名

エネルギー価格等高騰対策事業補助金事前着手届

年 月 日付けで申請した事業につき次の条件を了承のうえ、補助金交付決定前に事業に着手したいので、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、届け出ます。

1 交付決定前に着手する理由

2 事前着手の内容

事業内容	着手予定年月日	完了予定年月日

3 交付決定前の着手の条件

- (1) 補助事業費の決定がない場合には、事業に係る経費は、全額事業者の負担とする。
- (2) 交付決定を受けるまでの損失費用は全て事業者が責任を負うこと。
- (3) 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議の申し立てができない。
- (4) その他市長から指示があるときには事業者はそれに従うこと。

様式第 10 号（第 11 条関係）

（表）

年 月 日

南あわじ市長 様

（事業者）住 所

名 称

代表者氏名

担当者氏名

連絡先

エネルギー価格等高騰対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあったエネルギー価格等高騰対策事業補助金について、次のとおり事業を実施したので、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、その実績を報告します。

補助金交付決定額	円
補助対象経費総額	円
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業実施場所	

（添付書類）

- 1 請求書及び領収書の写し
- 2 省エネルギー化等した設備等の写真
- 3 その他市長が必要と認める書類

(裏)

収支決算

支出の部	補助対象として申請する経費	支払先	金額（円/税抜）
	税抜き額小計（対象経費合計）		
	消費税等相当額		
	支出合計※ 1		
収入の部	補助金交付申請額（千円未満切り捨て）		
	自己資金		
	その他（借入金等ある場合には記載）		
	収入合計※ 2		

※ 1、※ 2 支出合計と収入合計は同額であること。

様式第 11 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

エネルギー価格等高騰対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定したエネルギー価格等高騰対策事業補助金については、次のとおり確定したので、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

補助金確定額	円
--------	---

様式第 12 号（第 13 条関係）

エネルギー価格等高騰対策事業補助金請求書

年 月 日

南あわじ市長 様

（事業者）住 所

名 称

代表者氏名

担当者氏名

連絡先

年 月 日付け第 号により交付決定を受けたエネルギー価格等高騰対策事業補助金について、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり請求します。

補助金交付請求額	円
----------	---

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
預金種別 (いずれかに○)	普通	当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人 ※申請人名義 に限る		

様式第 13 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したエネルギー価格等高騰対策事業補助金については、次のとおり決定したので、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により通知します。

交付決定取消額	円
取消しの理由	